

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

令和2年3月及び令和4年8月の避難指示が解除されたものの、未だ町の85%が帰還困難区域である。避難指示が解除された区域については、国営かんがい排水事業請戸川地区の農業用水が令和5年度で復旧されたものの、同区域への水利で上流部の水路等農業施設の復旧が出来ていないことや、水稻の作付け制限がされていることなどから、原則避難指示が解除されてから3事業年度目となる令和6年度まで除染後の農地の保全管理を行うこととしている。

令和7年度からの営農再開に向けて、町は避難指示解除された区域では、ほ場整備や基盤整備事業等によるほ場の大区画化による生産基盤の強化を図るとともに、農業再生による原風景回復を目指すことや、次世代施設園芸など新しい農業や高収益作物の栽培等に取り組んでいく。

なお、帰還困難区域内の農地については、特定帰還居住区域復興再生計画により帰還する住民の生活環境の範囲が当該計画区域として認定されるため、その区域内の農地が除染されたところから営農再開の取組みを目指していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

現在、町内で営農再開した農業者や農業法人があるものの、多くの農業者であった住民や県外を含めた町外での営農再開者が、直ちに帰還して地元で営農再開できる環境ではないことから、引き続き営農再開に向けた支援を継続していく。

また、現状では直ぐには水稻での営農再開ができないことから、避難指示解除区域内に①再エネ発電拠点の整備、及び②高収益作物栽培の取組、並びに③次世代園芸施設の整備を検討していく。

当面は、全町の85%が帰還困難区域であり、原発事故による風評被害も未だ続いていること、水利の確保が出来ず、有効な土地利用が図られていないことから、効率的な営農が将来にわたって困難な農地を太陽光発電事業による土地利用を図り、その売電益による拠出金により、営農再開に繋がる取組を行っていく。

具体的には、地域の農業者による農地保全管理組合により、原則令和6年度までの間、除染後農地の保全管理を実施し、基盤整備やほ場整備事業等の実施については、地域計画を策定していく中で合わせて検討していく。

そのためにも、農地中間管理機構の活用も含めて、認定農業者など地域の担い手への農地の集積・集約化を進める必要があるので、将来の地域農業を見据えて次世代の担い手を確保していく必要から、町内外からの新規就農者への支援や農業法人など設立・参入を推進していく。

なお、作付品種については、販売先が確保でき、かつ高収益が見込まれる作物を検討していく。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

避難指示が解除された区域内の農地については、今後のまちづくり計画の推進により農地として活用できる農地が限られていくところもあるが、今後の担い手の確保や営農計画等を農地所有者等による地域の話し合いにより、農地の利用について、地域農業の将来像を描いた地域計画策定に向けて検討していく。

両竹地区や帰還困難区域内の鴻草・渋川地区の効率的な営農が将来にわたって困難な農地は、再エネ発電拠点として利用していく。

なお、帰還困難区域内での未だ営農はできないものの、同区域内でも特定帰還居住区域では除染が進めば営農再開が可能な環境に近づく可能性があるので、農地転用は必要最小限とする。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

避難指示が解除された区域（両竹、浜野地区）の農地については、県の海岸堤防・海岸防災林、復興祈念公園や東日本大震災・原子力災害伝承館整備用地として、また町による中野地区復興産業拠点やアクティビティエリアとして整備していく。

なお、両竹地区の農地の一部には太陽光発電事業の土地利用を行い、得られた売電益の一部を町に還元し、農業再生や農地保全に資する事業に活用していくこととしている。この太陽光発電事業終了後は農地に戻すことを念頭に、新たな土地利用の具体化を検討していく。

また、帰還困難区域の農地の利用については、今後の特定帰還居住区域復興再生計画の認定状況から営農再開に繋がる取組を検討していく。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

（注）（1） 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

（2） 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類					事業 主 体	施行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
				面 積	うち 農地 面積	うち 農振地 域面積	うち 農用地 区域面積					
A 地区	中野地区	都市施設の 整備に関する事業	中野地区復興産業拠点 等用地	ha 49.6	ha -	ha -	ha -	双葉町	平成28 年度 ～ 令和2 年度	-	非線引き都市計画 区域の用途地域外	
D 地区	両竹地区	その他の施設 の整備に関する事業	太陽光発電 事業用地	ha 11.0	ha 10.9	ha 10.9	ha 10.8	合同会社浜 通りエナジー （第一工区）	平成29 年度 ～ 令和元 年度	-	非線引き都市計画 区域の用途地域外	
	（第一工区）			9.4	9.3	9.3	9.2		令和元 年度			
	（第二工区）			1.4	1.4	1.4	1.4	福島送電合 同会社 （第三工区）	平成30 年度 ～ 令和元 年度			
	（第三工区）			0.2	0.2	0.2	0.2					
E 地区	双葉駅西側 地区	都市施設の 整備に関する事業	双葉駅西側 地区生活拠点 等用地	ha 23.9	ha 6.4	ha 3.9	ha 2.5	双葉町	平成29 年度 ～ 令和3 年度	約1,000人 約600世帯	非線引き都市計画 区域の用途地域内 及び用途地域外	
	（第一工区）			10.8	-	-	-					
	（第二工区）			13.1	6.4	3.9	2.5					
F 地区	鴻草、渋川 地区	その他の施設 の整備に関する事業	太陽光発電 事業用地	ha 30.9	ha 30.7	ha 30.7	ha 30.7	合同会社 鴻草渋川エ ナジー	平成30 年度 ～ 令和元 年度	-	非線引き都市計画 区域の用途地域外	
	（第一工区）			27.8	27.8	27.8	27.8					
	（第二工区）			3.1	2.9	2.9	2.9					

L 地区	中田地区	その他の施設の整備に関する事業	養液栽培施設事業用地	2.2 ha	1.9 ha	1.9 ha	1.9 ha	双葉町	令和6年度～令和8年度	-	非線引き都市計画区域の用途地域外	
計				117.6 ha	49.9 ha	47.4 ha	45.9 ha					

注) A 地区及び E 地区の第一工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったため農地面積から除外

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 中野地区 中野地区復興産業拠点整備事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
国営請戸 川地区計 画用水系 統図 A地区	国 営 かん がい 排 水 事業	請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3,810ha	S49～ S63	42.9ha	完了	直轄	双葉町は、現在、96%が帰還困難区域であり、残り4%が避難指示解除準備区域である。 今回「働く場」となる復興産業拠点施設は、線量が低い避難指示準備区域内に計画しているが、当該受益地以外に必要な面積を確保できる地区は他にない状況である。 当該地を復興産業拠点整備事業として当該受益地から除外することについては、東北農政局、双葉町農業委員会及び請戸川土地改良区へ説明し調整済である。 今回の整備事業により水路が廃止されるものについては、代替え水路により水田再生活用拠点への用水を確保する。 なお、農地転用により請戸川土地改良区の区域除外等が必要となるため、理事会への手続きを得て、総代会へ手続き済である。
	県 営 かん がい 排 水 事業	請戸川地区	福島県	2,892ha	S53～ H15	42.9ha	完了	直轄	
	国 営 かん がい 排 水 事業	新請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3,548ha	H22～ R2	42.9ha	廃止	直轄	
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
生活雑排水は污水处理施設で処理の上調整池へ流入させ、雨水排水は調整池を経由して新設排水路から2級河川前田川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。 既設水路の廃止に伴い代替水路については、請戸川土地改良区と調整済であり、今後具体化に向けて協議を進めていく。隣接農地については、農業用排水路の機能維持や日照の確保など、今後の農地の保全管理や営農再開に支障がないように配慮する。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名： 両竹地区 両竹地区太陽光発電事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
国営請戸 川地区計 画用水系 統図 D地区	国 営 かん がい 排 水 事業	請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3, 810ha	S49～ S63	7. 0ha	完了	直轄	当該地区は、避難指示解除準備区域であり、町としても「復興のさきがけ」として土地利用計画を決めているところである。 双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画において、太陽光発電施設の導入可能性の高いエリアとして評価され、双葉町復興まちづくり計画（第二次）において、再エネ発電拠点到位置付けられたところである。
	県 営 かん がい 排 水 事業	請戸川地区	福島県	2, 892ha	S53～ H15	7. 0ha	完了	直轄	土地事情としては、当町で４％という限られた避難指示解除準備区域において、中野地区復興産業拠点や復興祈念公園、海岸防災林などの事業も進んでおり、町として今後の農地を有効活用していくエリアを除けば、水利の確保が出来ず、今後も効率的な営農が困難な地区である当該事業エリアが残ることになるため、このエリアで営農再開に繋がる取組を行っていくための土地利用を図る。
	国 営 かん がい 排 水 事業	新請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3, 548ha	H22～ R2	7. 0ha	廃止	直轄	当該地を太陽光発電事業として左記事業の受益地から除外することについては、用水路、排水路の機能維持の支障がないことなどから、東北農政局、双葉町農業委員会及び請戸川土地改良区と調整済である。
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3, 548ha	H25～ R5	7. 0ha 用水路	完了	直轄	なお、農地転用により請戸川土地改良区の区域除外等が必要となるため、理事会への手続きを得て、総代会の手続き済である。また、送電事業用地になる箇所についても、発電事業者、送電事業者及び地権者との調整も概ね済んでいる。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
太陽光発電施設は、土地の形質変更や造成を行わず、現況を維持する形で設置を行う。そのため、雨水排水は現況と同様に、土壌への自然浸透及び従来の農業用排水経路を経由して処理されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。 また、発電施設に誤って人などが侵入しないように、周囲は金網フェンスで完全に囲うように安全対策を講ずる。 なお、当該地区は用水系統の末端であるため、下流域に影響がない。末端の排水路は、事業者が維持管理（排水路の保全管理、草、泥の江ざらいなど）を実施することから周辺農地に支障を及ぼすことがない。 隣接農地についても今後の農地の保全管理や営農再開に支障がないように配慮する。									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行う予定である。

2 調整措置概要

地区名： 双葉駅西側地区 双葉駅西側地区生活拠点等整備事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
国営請戸 川地区計 画用水系 統図 E地区	国 営 かん がい 排 水 事業	請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3, 810ha	S49～ S63	2. 8ha	完了	直轄	当該地区は帰還困難区域にあるが、昨年9月に内閣総理大臣により認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、「新たな生活の場」となるＪＲ双葉駅西側に、新たな産業・雇用の場となる中野地区復興産業拠点と連携しながら町民の早期帰還を目指すために、住宅団地の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に進めるものである。それに伴い環境省での除染は現在進めているところである。
	県 営 かん がい 排 水 事業	請戸川地区	福島県	2, 892ha	S53～ H15	2. 8ha	完了	直轄	当該地は２０２０年春のＪＲ常磐線及びＪＲ双葉駅の再開、復興シンボル軸の供用開始等による交通利便性を最大限享受し得るエリアであり、特定復興再生拠点区域復興再生計画でも「新市街地ゾーン」の一部に位置付けられている。このゾーンでの比較的平坦な地域は、比較的既存住宅等が密集していないこともあり整備しやすいという利点もあるため、ここに整備する以外に必要な面積を確保できる地区は他にない状況である。
	国 営 かん がい 排 水 事業	新請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3, 548ha	H22～ R2	2. 8ha	廃止	直轄	当該地を住宅団地整備事業として当該受益地から除外することについては、東北農政局、双葉町農業委員会及び請戸川土地改良区と調整済である。 今回の整備事業により水路が廃止されるものについては、代替え水路により当該地区外への用水を確保する。 なお、農地転用により請戸川土地改良区の区域除外等が必要となるため、理事会への手続き済である。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
生活雑排水は污水处理施設で処理の上調整池へ流入させ、雨水排水は調整池を経由して新設排水路から戎川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。既設水路の廃止に伴う代替水路の設置等については、今後具体化に向けて関係機関と協議を進めていく。また当該整備予定地は道路や河川並びに山林等で囲まれたエリアであるので隣接農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行う予定である。									

2 調整措置概要

地区名： 鴻草、渋川地区 鴻草、渋川地区太陽光発電事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
国営請戸川地区計画用水系統図F地区	国営かんがい排水事業	請戸川地区	農林水産省東北農政局	3,810ha	S49～S63	31.0ha	完了	直轄	当該地区は、帰還困難区域であり、営農再開が未だできない地区である。 当町の大半の地域が帰還困難区域であり、かつ有効な土地利用もされておらず、その荒廃ぶりから町民の帰還加速への意識醸成の障害になっているところである。 町としては、当面営農再開が望めない区域ではあるが、震災前は優良農地であったことから、将来的に営農再開ができる環境になれば、太陽光発電事業の終了後に農地へ戻せるため、現在の荒廃状況よりも、太陽光発電事業にて農地の荒廃抑制を図ることで維持管理できること、太陽光発電事業について当該地区の所有者からの同意を得ていること、周辺も帰還困難区域であり土地利用に影響がないこと、そして県の送電網整備事業での系統連系に位置付けられていることから当該区域での太陽光発電事業を整備することを了解した。 また、帰還困難区域での事業開始に当たっては、国の原子力災害現地対策本部長による事業実施の可否の確認が必要となるが、太陽光発電事業は発電後に常時人が滞在することはないため、確認不要との回答を得ている。 一方で太陽光発電事業により得られた売電収益を町の営農再開への支援を含めた復興支援事業の財源とし、事業展開していく。 当該地を太陽光発電事業用地として左記事業の受益地から除外することについては、用水路、排水路の機能維持に支障がないことなどから、東北農政局、双葉町農業委員会及び請戸川土地改良区と調整済である。 なお、農地転用により請戸川土地改良区の受益地除外が必要となるため、理事会への手続きを得て、総代会の手続き済であり、また地権者との調整も概ね済んでいる。
	県営かんがい排水事業	請戸川地区	福島県	2,892ha	S53～H15	31.0ha	完了	直轄	
	団体営ほ場整備事業	鴻草地区	鴻草地区土地改良事業共同施行	29.8ha	S56～S60	18.0ha	完了	補助	
	団体営ほ場整備事業	渋川地区	双葉町土地改良区	30.3ha	S60～H6	13.6ha	完了	補助	
	国営かんがい排水事業	新請戸川地区	農林水産省東北農政局	3,548ha	H22～R2	31.0ha	廃止	直轄	
	福島特別直轄災害復旧事業	請戸川地区	農林水産省東北農政局	3,548ha	H25～R5	31.0ha 用水路	完了	直轄	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

太陽光発電施設は、土地の形質変更や造成を行わず、現況を維持する形で設置を行う。そのため、雨水排水は現況と同様に、土壌への自然浸透及び従来の農業用排水経路を経由して処理されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。

また、発電施設に誤って人などが侵入しないように、周囲は金網フェンスで完全に囲うように安全対策を講ずる。
隣接農地についても将来的な農地の保全管理や営農再開に支障がないように配慮する。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行う予定である。

2 調整措置概要

地区名： **中田地区 養液栽培施設整備事業**

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
国営請戸 川地区計 画用水系 統図 L地区	国 営 かん がい 排 水 事業	請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3, 810ha	S49～ S63	1. 9ha	完了	直轄	当該地区は避難指示が解除された区域にあり、町として復興まちづくり計画（第三次）や双葉町地域営農再開ビジョンにて位置付けられた先端技術を用いた植物工場等として、トマトの養液栽培施設を中田地区に整備し、営農再開を加速するシンボリックな農業再生拠点として全国トップクラスの収量の実現を目指している。 当該受益地は新しい農業・新たな産業創出と農業再生を図る地域に位置付けされており、当該施設整備についても地元の意向調査を踏まえたものであるため、当該受益地以外にその面積を確保できる地区は他にない状況である。 当該地を養液栽培施設整備事業として当該受益地から除外することについては、東北農政局、双葉町農業委員会及び請戸川土地改良区と調整済である。 また、今回の整備事業により用水路、排水路の機能維持には支障がない。 なお、農地転用により請戸川土地改良区の区域除外等が必要となるが、当該土地改良区総代会での手続きは済んでいる。
	県 営 かん がい 排 水 事業	請戸川地区	福島県	2, 892ha	S53～ H15	1. 9ha	完了	直轄	
	福 島 特 別 直 轄 災 害 復 旧 事 業	請戸川地区	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	3, 548ha	H25～ R5	1. 9ha 用水路	完了	直轄	
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
汚水排水は浄化槽等で処理の上隣接する既設排水路へ、また雨水排水は隣接する既設排水路から 2 級河川前田川に放流されるため、支障は生じない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									

他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行う予定である。なお、復興整備計画（第11回変更）において、農用地利用計画（用途区分）を変更予定。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。